



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

かいけつサポートは、
法務大臣の認証を受けた「紛争解決サービス」です。

労働問題のトラブルやお悩みは 社労士会労働紛争解決センター東京へ!

社労士会労働紛争解決センター東京は、労使関係、退職、解雇、賃金未払、パワハラ等の労働問題に対応。納得するまで問題を掘り下げ、話し合い（あっせん）による解決・和解に向けてサポートいたします!

当センターの 特徴

特徴その1

費用は無料。

一切かかりません。

(但し、代理人を依頼される場合は、別途費用が必要です)

特徴その2

平日夜間(17:00~20:00)

土曜日に実施します。

特徴その3

納得されるまで複数回

(原則3回) 対応が可能です。

(相手方が応じない場合、解決するメリットを伝え説得します)

特徴その5

使用者(会社)からのあっせん申し立ても歓迎します。

(企業の実情を熟知している
特定社会保険労務士が対応します)

特徴その4

複数の特定社会保険労務士

(あっせん委員) に対応します。

(内容により、弁護士の助言・同席や
専門家の参加もあります)

お問い合わせ

法務大臣認証、厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター東京

(東京都社会保険労務士会内)

東京都新宿区新小川町8-9 東京都社会保険労務士会館

<http://www.tokyosr.jp/>

TEL

03-5227-7661

社労士会労働紛争解決センター東京

検索

※あっせん申し立ての手順は、裏面をご覧ください。▶

TKN社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 高野 裕之 03-6315-8830

あっせん申立て の手順(流れ)

1. 本会設置の「総合労働相談所」にて
相談 または当事務所へ03-6315-8830
労働問題無料相談窓口「総合労働相談所」(事前
予約制・予約 TEL: 03-5206-5121 (受付: 月～金、
10:00～16:00))にてご相談ください。

2. センター東京へあっせん手続きの依頼
当センターを紹介されましたら、担当職員が
あっせん手続きについて「事前説明」をいたします。

TKN社会保険労務士事務所は、特定社会
保険労務士の事務所なので代理申立可能です。

3. あっせん手続の申立て
当センターで対応する事案であるかどうか、申
立て内容を審査します。

4. 受付・受理
申立書、代理人選任届(代理人を依頼される場
合のみ)、申立て内容に関する資料をご用意くだ
さい。

5. 被申立人への通知、意思確認、制度
説明
申立書の写し、様式、個別労働関係紛争解決の
しおり等を送付します。

6. 被申立人が、あっせん申立てを受諾
被申立人があっせん申立てに応じない場合、
あっせん手続はここで終了します。

7. 申立人、被申立人(当事者双方)に
通知
あっせん委員を通知するとともに当事者の日程
を確認し、あっせん期日を7日前までに通知します。

8. 当センターあっせん室にて、あっせん
手続きを実施
あっせん委員(特定社会保険労務士)2～3名
が双方とも交互に面接します。

代理人を選任した場合、特定社会保険労務士
が同席し、会社側の法的主張をいたします。

9. 和解成立(和解契約書の作成)、申立
人の取下げ、センター長による手続き終
了の決定(打切り)
あっせん手続き終了となり、双方に通知します。

【会館案内図】



TKN社会保険労務士事務所は、個別労働関係紛争における、会社側代理人として、あっせんによる解決実績が複数回あります。

裁判等と比較すると諸費用は低額にて、労使紛争の解決が可能です。

労使トラブルで、お困りの方はお気軽にお問い合わせください。

03-6315
-8830